

3. 介護ロボットおよび介護支援機器・福祉用具の知識
5) 介護保険制度による福祉用具の貸与・販売サービス

介護保険法では、第 8 条第 12 項に「福祉用具貸与」、第 8 条第 13 項に「特定福祉用具販売」（第 8 条の 2 第 10 項「介護予防福祉用具貸与」、第 11 項「特定介護予防福祉用具販売」）が規定されています。介護保険の福祉用具は、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの」と定義されています。介護保険法による「福祉用具貸与」とは「居宅要介護者について福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与」、「特定福祉用具販売」とは「居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売」とされています。

貸与に関わる福祉用具は 13 種目、販売に関わる福祉用具は 5 種目あります。平成 21（2009）年度より、福祉用具貸与として「起き上がり補助装置（体位変換器）」「離床センサー（認知症老人徘徊感知器）」「階段移動用リフト（移動用リフト）」の 3 種目が追加されました。また、平成 27（2015）年 4 月から「介助用電動車いす（車いす）」、同年 11 月には「自動制御等機能付き歩行器（歩行器）」が追加されるなど、対象となる用具については随時見直しがなされています。なお、要支援 1、2 及び要介護 1 の軽度者については、その状態から利用が想定しにくい車いすなどの種目について、原則として貸与の対象外とされています。しかし、福祉用具を必要とする状態が要介護認定時の基本調査結果をもとに判断されている場合や、医師の意見（医学的な所見）に基づき判断されサービス担当者会議等を経た適切なマネジメント結果を踏まえていることを市町村が確認している場合などは、例外的に利用することができます。

福祉用具サービスは、介護保険制度開始後も個別のサービス計画の作成が義務づけられていませんでしたが、平成 24（2012）年 4 月より福祉用具専門相談員が「福祉用具サービス計画書」を作成することが義務化されました。福祉用具専門相談員は、福祉用具専門相談員指定講習を受講し、修了試験に合格することで取得できます。また、この講習を修了しなくても、介護福祉士や社会福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士に関しては、資格を保有しているだけで福祉用具専門相談員として認められます。

介護保険制度においては、居宅サービスの一つとして福祉用具の貸与・購入費の支給が行われます。そのため、介護保険施設へ入所するとこれまで使用していた福祉用具を、レンタルして継続使用することができなくなります。入所後は施設の共用備品（車いすなど）を使用することになるため、心身の状況に合わない等の不具合がある場合は、利用者が個別に私費で福祉用具等を購入したり、施設が新たな共用備品として利用者に適した福祉用具等を購入するなどの対応が必要となります。